

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和6年3月7日（木）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	石原 裕介	副委員長	板倉 浩幸
	委員	多田 陽子	委員	山岸 美登利
	委員	飯田 雅広	委員	三浦 知将
	委員	安藤 洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	総務部長	鈴木 敬	総務課長	藤下 真人
	民生部長	不破 生美	保険医療課長	後藤 雅幸
	介護支援課長	松井 智恵子	子ども課長	飯田 陽亮
	教育長	服部 英生	教育部兼 教次教育課長	舘 林 久美
職務のため出席した者	議長	水野 智見	議事務局長	萩野 み代
	書記	荒木 慎介	主任	大竹 孝平
付託事件	議案第6号	蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正について		
	議案第7号	蟹江町職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
	議案第8号	蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について		
	議案第10号	蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について		
	議案第11号	蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
	議案第12号	蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について		
	議案第13号	蟹江町介護保険条例の一部改正について		

○委員長 石原裕介君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打ち合わせを行いたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆様に、議案第8号に関する請求資料が配付されております。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は、7件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長よりご挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、おはようございます。

総務民生常任委員会の開催前に一言だけご挨拶を申し上げたいと思います。

この年度末、大変お忙しい中、本当にありがとうございます。

また、能登半島地震の復興もまだまだ、一部では相当進んでいるようでありますけれども、輪島付近へ行きますと、まだ非常に厳しい状況だということ、うちの職員が罹災証明発行のためのお手伝いに行っております。帰ってきまして、また来週から出発することになります。その報告を近々受けることになっておりますけれども、実際、まだまだ水道、それから下水道が思うにままならない状況でありますので、仮設の管を一生懸命敷設をしているところであります。

ただ、もうしばらくすれば、普通の生活にはなかなか戻ることはできないかも分かりませんが、仮設住宅のほうもそろそろ建ってきたようでありますし、我々としても、できるだけ我々のできることをしっかりやっていきたいなと、こんなことを思っております。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

今日の案件7件でありますので、大変重要な案件でございますので、慎重審議のほどよろしくお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○委員長 石原裕介君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願い

いたします。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。配付した次第に記されておりますように、最初に総務部に関する案件、議案第6号及び議案第7号の審査を行い、次に教育部に関する案件、議案第10号の審査を、そして最後に民生部に関する案件、議案第8号及び議案第11号から議案第13号の審査を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

議案第6号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木 敬君

皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

補足説明はございませんので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

おはようございます。

この議案なんですけれども、何かよく分かりづらくて、この一部改正について、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

ただいまの板倉議員のご質問に、具体的にということでご質問いただきましたので、ご答弁させていただきます。

今回の蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正なんですけれども、まず、提案理由にも書かせていただいております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法と言われておるものになるんですけれども、そちらの中の別表第2を削除する改正と法律としてはなっております。これに伴い、情報連携を行う事務や特定個人情報、今回条例で改正させていただくんですけれども、3ページ目をご覧ください。

新旧対照表になるんですけれども、定義で第5号、第6号で「特定個人番号利用事務」と第6号で「利用特定個人情報」、こちらを表記するような法改正がなされましたので、条例に定義で第5号、第6号で、定義を入れさせていただきました。

そして、第4条のところでその表記、定義された個人番号の利用範囲のところも改正をしたというところになりますので、簡単に申し上げますと、法改正の中で、繰り返しになりますが、「特定個人情報事務」を表記するような法改正になりましたので、その条例改正を行わせていただいたというものになります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

この条例改正になって、特定にそんなに変わることはないんですね。

今言ったように、定義で第5号と第6号、事務と情報の提供を表記することによって、その表記を定義としてつける。

わざわざ、マイナンバー法の関係なんだけれども、その定義の第5号、第6号が今までなくて、何で今回、出てきたんですか。

○総務課長 藤下真人君

こちらの条例改正については、法改正に基づいてというところなんです、法律のほうのところで、別表2を削除するという意図というのは、法律に規定をしている場合ですと、法改正に時間がかかるということが国のほうでの議論がありまして、それを法の施行規則に下げることによって柔軟に対応できるような改正を意図として改正されております。

以上です。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号「蟹江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第7号「蟹江町の職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 鈴木 敬君

補足説明はございません。慎重審議よろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

今回、会計年度任用職員に対しても勤勉手当を支給するという法改正で、職員の改善なんだと思います。前々から期末手当が何でないのかという議論をしていたところで、ようやく国もやはり処遇改善という目的でなったんですけれども、今回、会計年度任用職員で、対象者、多分、期末手当と勤勉手当の支給になるんですけれども、対象者というのは、期末手当のときも勤務時間の関係いろいろあったんですけれども、今回、この勤勉手当についてはどういうふうになっていますかね。

○総務課長 藤下真人君

ただいま板倉議員から対象者についてはというご質問いただきました。

対象者につきましては、期末手当、勤勉手当、同様になっております。

人数につきましては、概数になりますが、200人から250人ほどと想定しております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

期末手当の支給と同様ということで200人から250人、あと、そうするとこの今回の条例改正で勤勉手当の支給で、町全体でどのぐらい増えるんですか。

○総務課長 藤下真人君

会計年度任用職員の今回の改正による影響額につきましては、約8,000万円、7,700万円になります。7,700万円です。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

勤勉手当だけでそれだけですよね。期末手当なんかはもうちょっと多いんですけども。200人から250人で、それ、多分、会計年度任用職員自体、対象者自体のほうが少ないのか、全体的でいくと。

○総務課長 藤下真人君

ただいまの板倉議員のご質問で、対象者というと、会計年度任用職員の全体数が約今400人ほどおります。その中の対象者が200人から250人程度ということですので、約半分ぐらいになります。これは勤務時間、勤務日数に関係してきますので、その関係になります。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

全体で半分ぐらいが勤務日数に制限して働いている人もいるし、勤勉手当自体、職員もそうなんだけれども、成績の評価で勤勉手当は支給されると思うんですけども、この会計年度任用職員についても同じですかね。

○総務課長 藤下真人君

板倉議員から、成績に応じた勤勉手当に差異があるかどうかというところも含めての質問だと思いますが、まず、会計年度任用職員も人事評価を実施しております。それに基づいて成績率を掛けての支給となっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そうだね。成績評価で、その成績評価するときに、じゃ実際にどこまで影響というか、この人がどうって、その辺の関係って職員も同じだと思うんだけど、ちょっとその辺を補足をお願いします。

○総務課長 藤下真人君

現状、地方公務員法に基づいて、公務員につきましては、人事評価を実施しなくてはなりません。それに伴いまして、給与に反映していくというところの流れになっております。

その中で、会計年度任用職員については、今現状、人事評価を実施しておりますが、その中で差異をつけているということはありません。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

ということは、みんな大体同じ支給額が出るよということでよろしいんですね。この人がちょっと成績悪いから下げるとかじゃないということですね。ありがとうございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例及び蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

○委員長 石原裕介君

では、職員の席の移動のため、しばらくお待ちください。

では、議案第10号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

補足説明はございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 山岸美登利君

おはようございます。

所管替えということで改正がありました。令和5年の3月に制定されて、令和5年7月1日から施行ということで、ごめんなさい、確認なんです、蟹江町いじめ問題対策連絡協議会のことでちょっとお聞きします。

専門委員会が組織されたと思うんですけども、どのようなメンバーか教えていただきたいと思います。その後の問題調査委員会のほうも重ねてお願いします。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました委員構成のところでお答えさせていただきます。

本協議会なんですけれども、3本立てになっております。それは、多分、去年の3月で説明をさせていただいているところだと思うんですけども、まず、一番初め、毎年会議を行っていくものとして、連絡協議会というものがございます。こちらにつきましては、小学校長、中学校長、生徒指導の代表、養護教諭の代表、こちら、学校のほうで4名ほど出させていただいております。その外部機関といたしまして、海部福祉相談センター、あと警察の生活安全課、あとは法務局、こちらが外部機関として3名出させていただいております。あとは、役場内といたしまして、今回替わっていきます子ども課、教育長、教育長の職務代理、あと教育課の主幹、こちらを含めました11名がまず構成員で、連絡協議会をさせていただいております。

ご質問いただきました専門委員会と調査委員会なんですけれども、こちらは、弁護士の方、あとお医者様、臨床心理士、あと学識経験者といたしまして、専門委員会のほうは校長先生のOBをお願いしてございます。調査委員会のほうにつきましては、大学の教授をお願いしてございます。

以上でございます。

○委員 山岸美登利君

ありがとうございます。

任期は、連絡協議会、1年あるいは云々ってあるんですけれども、こちらの任期はどうなっていますでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

任期は、制定されました7月から翌年の6月までを1年とした任期1年でさせていただきます。

○委員長 石原裕介君

他に。

○委員 板倉浩幸君

今、山岸委員が言ったとおり、去年7月1日から施行されている中で、今、次長のほうからも毎年1回は開催すると。それで、その7月以降、開催ってありましたか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

令和6年2月の終わりに第1回目をさせていただきました。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

2月に第1回目を開催して、どんな内容だったかというのは、この場じゃなくてもいいと思うので、今回の改正ですけれども、所管が替わるということで、今までだと民生部子ども課が先ほど説明してくれた組織の中に入っていて、民生部子ども課、組織変更で子ども福祉課か、何だったかちょっと覚えていないけれども、今までの民生部が6課から7課になるよということを全協であって、その名前じゃなくて、蟹江町要保護児童対策協議会事務局ってなっているんだけど、これ自体が、そこにいじめ問題対策連絡協議会に入ってくるんだと思うんですけれども、この名称、今までどおり民生部子ども課福祉何とかとかつけるんじゃないくて、この名前になったのはどうしてでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 舘林久美君

ご質問にお答えさせていただきます。

恐らく板倉議員がおっしゃるところによると、なぜ民生部子ども家庭課じゃなかったのかというところになると思うんですけれども、もう少し分かりやすく明確にするために、蟹江町要保護児童対策地域連絡協議会事務局とさせていただいたところです。

この虐待案件を所管するところに、事務局がございますので、もう少し明確にするために、このようにさせていただきました。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

何か長ったらしい名前で、そこのほうがよく分からんと思うんだけど、協議会事務局ということで置くよということだと思いますので、そこまでどうだということは言いませんので、ありがとうございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号「蟹江町いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

では、職員の席の移動のためしばらくお待ちください。

では、議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、民生部からは4案件ございますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第8号、補足資料を事前に配信させていただいておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

では、補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

補足資料ということで、資産割廃止の影響額を出してもらったんですけれども、軽減前と軽減後で今回資産割を前回は合計で7.25%から完全にゼロにしますよということで、影響額自体、じゃその7.25%分の資産割が入ってこなくなるよということで、これ、軽減前軽減後で数字が違うというのか、どう見ればいいんですかね。

○保険医療課長 後藤雅幸君

事前にお配りしました追加資料における資産割廃止による影響額の上段と下段がございます。

上段のほうでは、軽減前という金額でございますけれども、こちらの1,497万1,000円という金額は、国保被保険者に係る固定資産税額、これに先ほどの7.25%を純粹に掛けた金額がこちらの金額となっております。

ただし、国民健康保険税を実際に被保険者に課税する場合ですと、賦課上限額ですとか、

軽減とか、そういったいろんな影響を受けますので、今現在の国民健康保険税のシミュレーションをした際に、資産割がある場合と資産割がない場合、その比較をした場合の影響額が1,310万円という金額が出ておりますので、実際の影響額としては、1,310万円の賦課額が変わってくるという、そういったものとなっております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

実質影響額としては、1,310万円だよということですね。

それで、その1,310万円をどう捻出するのかということなんだけれども、今回、もう一つの資産割の税率移行でもあるように、今までずっと調整してきて、減らしてきた分を均等割と平等割、また所得割で対応してきて、今回、資産割ゼロにしたときに、保険税率を見ると、令和4年度、令和5年度の税率と、均等割、平等割、また資産割についても同じだということで評価はしています。

そこで、じゃ実際に1,310万円ってどこから捻出してきますか。

○保険医療課長 後藤雅幸君

今回、資産割を廃止したことに伴い、1,310万円の税收減が見込まれております。その分は、本来であれば、先ほど議員がおっしゃられたように、均等割、平等割ないしは所得割のほうからお願いしたいところでございますけれども、今、蟹江町の国民健康保険会計の決算を見ていただきますと、繰越額及び基金のほうを保有しております。

まずは、令和6年度に関しましては、繰越金額、または基金のほうを活用させていただき、どうしても保険税というのは現状足りておりませんので、その上で皆様にちょっとお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ちょっとまずはというのがすごい気になるんだけど、確かに基金が2億円ぐらいあるんだよね、決算でもね。そこで十分対応できるかと思うし、じゃ、そのまずはで、今後どうなっていくかと。緊迫する場合に、また保険税率の見直しということもあり得ると思うし、愛知県の運営協議会でも、運営方針の中でも、2029年か、令和11年に向けて、今、第3期の愛知県の運営方針もある中で、最終的に、保険税の統一化と法定外繰り入れについては予算のところでもちょっと聞きたいと思うんですけども、その辺の解消に向けた取り組みが表記されていますよね。

それで、じゃ保険税の引き上げを抑止するために法定外繰り入れも入れながらやっている中で、保険税の統一化に向けての取り組みって、愛知県全体で本当に取り組めるのか、その辺の認識ってどう考えていますかね。

○保険医療課長 後藤雅幸君

まず、平成30年度に、財政運営が愛知県を運営主体となり進められてきた取り組みの中で、令和5年度にかけて、まず愛知県が進める3方式に向けて、今年度がその最終年度ということで3方式、蟹江町は編成してきました。

今後、先ほど議員がおっしゃられたように、保険税の標準化というところに向けて、国のほうでは、次期国保運営方針の期間としまして令和6年度から令和11年度が保険料水準の統一に向けた取り組みの期間と位置づけ、その取り組みを受けて、愛知県のほうが国保運営方針を令和6年の4月から策定するわけですが、一つ目標として令和11年度に統一ができるような方向になればという、一つの明確な表記をしておりますので、まずは、愛知県内の市町村におきましては、令和11年度に向けて、その方向に進んでいくというのがまず1つの大きな取り組みであります。実際にそれができるかということに関しましては、また今後の取り組みを見た上になるかと思えますけれども、まずはその方向に向けて、県内の全市町村が努力していくという認識であります。

また、先ほどの法定外の繰り入れというところにつきましても、今現在、そういった保険料の水準化という取り組みの中で、法定外繰り入れというのは標準化に向けての逆行する流れとなりますので、基本的には法定外繰り入れというのは減少していくという流れになっていくかと思われます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

基本的に、最終的には保険税率を決めるのも市町村の役割であるというのは多分変わりはないという中で、何かというと、もう取り入れている、大阪なんか取り入れていますよね、保険税の統一化で。そこで、統一化されて、ほとんどの自治体が引き上げになっちゃったんですよ。

今、蟹江町でも、今回、所得割、3方式がほとんど自治体かな、あと2方式が2つの市か、名古屋市を含めて。その辺は資産割の廃止の取り組みは大体どこの市町村もできて、今後本当に今の状態でやれるのか。当初から国が市町村長も1兆円の要求をしている中で、もう本当に今の国保運営がこの6年間でもう改善、どんどん被保険者は多分減ってきますよね、特に年金生活者の加入がもうほとんどを占める割合で、本当に大丈夫なのか。町としても、その辺のことを町長も含めて、要望はしていかなきゃいけないと思うし、財政運営を維持するために、国も県にも。その辺の考えを少し伺います。

○保険医療課長 後藤雅幸君

今、国保を取り巻く環境というのは大変厳しいものがあります。議員がおっしゃられたように、国民健康保険の被保険加入者というのが毎年およそ5%ほどの減少をしております。その中で、被保険者の年齢というと年々上昇傾向にあり、やはり医療費に関しましても上昇傾向にございます。

そういった構造的な問題を抱えておりますので、これは市町村の努力によって解決できる問題ではございませんので、やはり、国のほうから、抜本的な改革を示していただければ、何とかなるかと思えますけれども、なかなか難しい問題、環境ではありますので、今後、また健全な財政運営ができるような方針で努めたいと思えますけれども、かなり困難な状況ということは、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第11号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

補足説明はございません。慎重ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

今回の記録媒体の変更だよね。実際に今までだと磁気ディスクとかCD-ROMでもよかったですよということを電磁的記録媒体とは何か。まず、それをお願いします。

○子ども課長 飯田陽亮君

そうですね、CD-ROM等、磁気媒体を今回のこの改正については、同じことを言っておるんですけれども、技術的な中立性を保つ観点から、抽象的な表現とされたという今回の改正になっております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、より分かりやすくということなのかな。より分かりやすくというか、記録媒体を変えるというか、名称変更でそんな影響はないということですか、この条例改正でも。

○子ども課長 飯田陽亮君

そうですね、言い方を今回変えただけで、この改正に伴う影響はほとんどないと思っております。磁気ディスク、CD-ROM等、ほかにMOディスクとかいろいろあるんですけども、それを指し示すことによって、この特定のもの、そこに誘導するというような考えをなくすということで抽象的な表現にしているというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

補足説明はございません。慎重ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

これもそんな大して変わるわけじゃないと思いますけれども、今までの言い方ですね、住民基本台帳の規定による、その辺に、住民基本台帳に記録されているものの支給をするをなくして、今回、蟹江町心身障害者扶助料支給条例で新たに名前を変えてやっていくということですよね。その辺がちょっともうちょっとお願いいたします。

○保険医療課長 後藤雅幸君

今回、扶助料の条例改正をすることに至ったポイントといたしますか、要点なんですけれど

も、今回、支給対象の方の要件を変更したものでございますが、基本的には蟹江町に住所がある方という定義をさせていただきました。

ただ、従来のものとの違いといいますのが、もともとこちらの扶助料ですけれども、そもその目的が社会保障の理念に基づいて、身体障害者手帳などを持つ方、そういった身体障がい者に対して、心身障害者扶助料を支給し、福祉の増進を図ることを目的として、この条例があったものですけれども、ただその支給対象者の中には、社会福祉法や介護保険法で規定する施設入所者、そういった方が含まれておりませんでした。

今回は、施設に入所する方を対象にするというものでございますけれども、やはり時代の変遷とともに、社会保障の目的が生活の最低限度の保障から広く国民に健やかで安心できる生活を保障するものへと変遷してきたことに伴い、障がい者に対して公平に扶助料を普及するために、令和6年4月1日から社会福祉法や介護保険法に規定する施設入所者に対しても、扶助料を支給するというのが今回の条例改正の一番大きなポイントでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうなんですよ。前の旧のほうだと該当する者以外の者に対して支給するであって、町内に住所を有しない者と何かおかしい表現なんだよね、これも。この支給要件が変わって扶助料自体が増えるとか減るとか、それはないんですよ。

○保険医療課長 後藤雅幸君

増えるといった観点でいきますと、施設入所者の方に対して新たに払うという形になりますので、その対象者の拡大という意味では増える形になります。

およそ施設に入ってみえる方を把握している人数でいきますと、約50名ほどの方がみえるのではないかという想定をしております。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

今、扶助料が増える、減るって聞いたんですけども、今まで対象じゃなかった方が50名ほど扶助料がもらえるようになるということですから認識ですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号「蟹江町心身障害者扶助料支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第13号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

議案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

当条例につきましては、介護保険料を改定するための改正でございます。内容につきましては、さきの全員協議会にてご説明をさせていただいておりますのでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 石原裕介君

補足説明が終わったので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

全協でもある程度聞いて、準備基金も活用して第8期のときには1億円入れたんですけれども、今回第9期で準備基金が4億円以上ある中で3億円入れますよ、3年間ですけれども。

実際、じゃ第8期が本当どうだったかという、準備基金を1億円入れている中でも、準備基金増やしているんですよ。

今後、第9期をその4億円、令和5年度の決算がまだ、出ているのかな、大体。出ていたら、今の現状、決算でこのくらいありますよということが言えたらお願いしたいのと、じゃ実際に第9期で3億円使って、同じように1億幾ら残すんですけれども、そこをじゃ増える、第8期の設定でやっていくと増えていっているんですよ。

今回、この第9期も多分だいぶん苦しいんだと思いますよ、保険料を算出するのに。その辺をどう捉えて、基準額を100円引き下げるに至った経過をお願いしたいと思います。

○介護支援課長 松井智恵子君

今後の基金の積み立てとかどうなるかって話ですけれども、令和5年度決算の見込みはなかなか具体的には言いづらいですけれども、5億円近い数字にはなるとしております。

第8期の間、コロナが真っ只中ということもありまして、給付費が第8期のときに見込んだ金額よりもだいぶん少なかったということもあり、積み立てが増えたものと思っております。

第9期の保険料につきましても、第9期の間、3年間の給付費から、第1号被保険者が負担する割合に応じて保険料を算定させていただいておりますけれども、予測よりも給付費が増えれば、また基金を活用して、それを補うことになりますし、見込みよりも給付費が少ないということであれば、余剰金が発生して、また積み立てて、第10期のところの保険料の減

額に役立てるということになるかと思います。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

第8期については、本当コロナ禍の下で、どのぐらい利用料が増えるのかというのが予測がなかなかつかなかったという段階で、第9期については、今まで第7期までの状態を見た中で、伸び率も含めて、何とか準備基金を活用して100円引き下げられたということですよ。

あと、もう一点ですけれども、全協のときにも11段階から15段階にして、特に1、2、3の段階、国も今まで、0.5、0.7、0.75か。そこが実際に、国ももう少し負担割合を、国としてもお金を出して負担軽減に努めて、町として、これ第9期の保険料で公費による軽減強化後ってありますよね、全協の資料で。それって、国が0.455ってすごい半端なこと言っているんだけど、今回。それを町として、0.285にもう少し公費使って負担軽減するという表でいいのかな、これ。ちょっとそこを分かりづらいので、お願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

今ご質問にありました第1段階から第3段階のところの公費負担による減額については、国の方針のとおりとさせていただきます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

国の出したやつで、それが第1段階で0.285になってくるということね。

特に、第1、第2、第3というのは本当に所得もなく、年金生活で本当厳しい段階で、特に蟹江町自体は、第1段階には手厚い支援はしていると思います。今後も継続していくと言っていましたので、あと、もうせめて第2、第3段階の方まで、もう少し努力はできないのかなと思いますけれども、その点についてお願いします。

○介護支援課長 松井智恵子君

所得の割合に応じて介護保険料負担ということになりますので、今の時点では、第2、第3段階の減免、特に減免ということは考えておりません。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

考えておりませんという話だったけれども、じゃ介護保険料が当面3年間、第9期ということでやっていく中で、利用料なんかの補助というのは全然まだ考えていないですかね。

○介護支援課長 松井智恵子君

利用料の減免についても、蟹江町については、現在検討はしていない状態です。

以上でございます。

○委員長 石原裕介君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論はないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時52分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 石 原 裕 介